

岩手県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者及び関係人の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成29年7月14日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 送達すべき書類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事に伴う収用事件に係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名	備考
不明	坂上 六助	3の土地の岩手県下閉伊郡普代村第21地割字堀内1番及び同112番の土地所有者及び関係人
岩手県久慈市小久慈町第56地割22番地3	丹治 文子	
青森県八戸市大字糠塚字南長市11番地9	小嶋 かつえ	
岩手県下閉伊郡普代村第20地割字馬場野74番地2	熊谷 安弘	
新潟県新井市学校町16番5号 伊津美荘1-3	松家 修	

3 収用し、又は使用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	使用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県下閉伊郡普代村第22地割字沢向	不明。ただし、1番2、2番2、3番1、8番1、8番3又は9番1	不明。ただし、1番2は山林、2番2は山林、3番1は山林、8番1は山林、8番3は山林、9番1は山林	不明。ただし、1番2は15,471㎡、2番2は1,619㎡、3番1は12,029㎡、8番1は31,679㎡、8番3は7,213㎡、9番1は33,887㎡	筆界未確定につき不明	303.41㎡ 115.81㎡ 2,619.33㎡	3,390.52㎡ 45.79㎡ 34.09㎡	山林
	不明。ただし、1番3又は8番3	不明。ただし、1番3は山林、8番3は山林	不明。ただし、1番3は2,072㎡、8番3は7,213㎡	筆界未確定につき不明	46.52㎡	19.79㎡	河川
岩手県下閉伊郡普代村第21地割字堀内	不明。ただし、112番又は113番1	不明。ただし、112番は山林、113番1は山林	不明。ただし、112番は35,087㎡、113番1は27,110㎡	筆界未確定につき不明	77.43㎡	6.52㎡ 88.50㎡	山林
	不明。ただし、88番、88番1、88番2、112番、115番1、115番2、116番1、118番、119番、120番、140番2、141番3、145番1、145番	不明。ただし、88番は山林、88番1は山林、88番2は原野、112番は山林、115番1は山林、115番2は山林、116番1は山林、118番は山林	不明。ただし、88番は152㎡、88番1は28,509㎡、88番2は10,500㎡、112番は35,087㎡、115番1は26,773㎡、115番2は1,388㎡、116番	筆界未確定につき不明	2,883.46㎡	4.63㎡ 21.87㎡ 58.22㎡ 60.41㎡ 9.70㎡ 4.60㎡ 4.30㎡	山林

2又は145番1地先	、119番は山林、120番は山林、140番2は原野、141番3は原野、145番1は山林、145番2は原野、145番1地先はなし	1は67,606㎡、118番は5,586㎡、119番は9,239㎡、120番は17,084㎡、140番2は876㎡、141番3は595㎡、145番1は4,504㎡、145番2は3,180㎡、145番1地先はなし			10,489.73㎡	
不明。ただし、1番、7番1、150番1、164番、165番、166番又は1番地先	不明。ただし、1番は山林、7番1は山林、150番1は原野、164番は山林、165番は山林、166番は山林、1番地先はなし	不明。ただし、1番は154,958㎡、7番1は81,163㎡、150番1は1,776㎡、164番は20,456㎡、165番は8,016㎡、166番は81,068㎡、1番地先はなし	筆界未確定につき不明	なし	7,538.23㎡ 92.66㎡ 198.98㎡ 53.85㎡ 10,193.06㎡	山林、原野、雑種地、公衆用道路、水路

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成29年7月27日をもって送達があったものとみなされます。